

平成30年5月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成30年5月11日(金曜日)午後2時30分から午後3時41分まで

場 所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第35号) 相模原市就学指導委員会委員の人事について
(学校教育部)

日程第 2 (議案第36号) 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について
(生涯学習部)

日程第 3 (議案第37号) 教育財産の公用廃止について(生涯学習部)

日程第 4 (議案第38号) 平成31年度相模原市立小・中学校使用教科用図書の採
択基本方針について(学校教育部)

4. 報告案件

1 専決処分の報告について(学校教育部)

専決処分の報告について(教職員人事課)

5. 閉 会

出席者(6名)

教 育 長 野 村 謙 一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 大 山 宜 秀

委 員 永 井 廣 子

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

説明のために出席した者

教育局長	小林輝明	教育環境部長	渡邊志寿代
学校教育部長	奥村仁	生涯学習部長	長谷川伸
教育局参事兼 教育総務室長	杉野孝幸	教育総務室担当課長	江野学
学校教育課課長代理	岩崎雅人	学校教育課担当課長 (企画指導・支援班)	宮原幸雄
学校教育課担当課長 (人権・児童生徒指導班)	松本祥勝	学校教育課指導主事	的場雄一郎
教職員人事課長	農上勝也	教職員人事課担当課長	渡部賢一
教職員人事課副主幹	並木さとみ	学校教育部参事兼 青少年相談センター所長	小泉勇
青少年相談センター 担当課長	水野正人	生涯学習部参事兼 生涯学習課長	遠山芳雄
生涯学習課担当課長	天野徹	生涯学習課主任	川手祥夫
スポーツ課長	高林正樹	スポーツ課主査	皆川芳朗
事務局職員出席者			
教育総務室主査	永澤祥代	教育総務室主査	山本彰子

開 会

野村教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、永井博委員と大山委員を指名いたします。

相模原市就学指導委員会委員の人事について

野村教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 3 5 号、相模原市就学指導委員会委員の人事についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

奥村学校教育部長 それでは、議案第 3 5 号、相模原市就学指導委員会委員の人事について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市就学指導委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員 1 5 名を委嘱いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により、提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案第 3 5 号参考資料をご覧いただきたく存じます。

はじめに、1 の設置目的でございますが、就学指導委員会は、小中学校への就学において障害等により配慮を必要とする、次年度に就学予定の児童並びに学齢期の児童・生徒について、教育委員会の諮問に応じて、その状況や特性から適切な就学先を調査審議し、審議の結果を答申する機関でございます。以下、定数及び構成、任期、活動内容、開催実績等については記載のとおりでございます。

本年度、委嘱いたします委員につきましては、議案の方にお戻りいただきまして、裏面をご覧いただきたく存じます。

委員の構成といたしましては、相模原市医師会より推薦を受けた、医師の原田工氏、鈴木宏氏、清水正勝氏、永井完侍氏、矢島晴美氏。心理士として、千谷史子氏。学識経験者として、大里朝彦氏。学校教育の関係者として、小学校長会から、米澤由美子氏、高橋真美氏。中学校長会から荒井美由紀氏。相模原市内にある特別支援学校長の塚田久美氏、横澤孝泰氏、三橋幸彦氏。幼稚園関係者として、兒玉國利氏。保育園関係者として、菊地原

礼子氏の以上、合わせて15名でございます。

なお、任期につきましては、平成30年6月1日から平成31年5月31日までの1年間となっております。

以上、議案第35号、相模原市就学指導委員会委員の人事について、ご説明申し上げました。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

永井教育長職務代理者 参考資料の方の就学指導委員会についてということで、下に29年度の開催実績が年4回と載っています。1回目の7月から4回目が11月と、時期的に随分長きにわたっていると思います。

次年度就学予定の児童及び生徒というと、成長だとか、発達というのは、それぞれ著しいものがあると思うのです。お聞きしたいのは、例えば7月にある子の結論を出した場合、その後の翌年4月に入学をするわけですから、その間にも子どもは成長、発達をすると思うのですが、その辺の細かい成長は見ていただけるのでしょうか。

水野青少年相談センター担当課長 ご質問にお答えさせていただきます。

まず、早いお子さんで言えば、就学指導委員会が7月27日に行われて、就学先が決定されるということでございますが、就学指導委員会の決定が最終決定ではございません。その後、保護者のお気持ちが変わり次第、保護者から再面談という形で、随時ご相談を受けるといような仕組みになっております。

以上です。

大山委員 近年、平成28年、平成29年は、やはり右肩上がりに就学指導委員会にかかる相談の数は増えてきているのでしょうか。

小泉青少年相談センター所長 就学指導委員会かかる相談件数でございますが、近年は概ね横ばいの状態です。ちなみに平成28年度は247件、それから平成29年度は258件。うち、審議にかかった件数でございますが、平成28年度は210件、平成29年度は206件でございます。

大山委員 一時は右肩上がりが増えてきたのだけど、今は横ばいの状態にあるということですね。

文部科学省の通達によりますと、就学指導委員会という狭い言葉ではなくて、就学してからも含めた名称として、教育支援委員会という名称を提案しているのですが、相模原市において、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

小泉青少年相談センター所長 本市教育委員会におきましては、障害等により配慮を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な教育を行うための就学相談を行っております。したがって、就学先の判断のみならず、入学後の子どもたちの状態につきましても、継続して状況を見ていくことになっております。

以上でございます。

野村教育長 就学後も見守りは続けているというお答えですか。

小泉青少年相談センター所長 はい。

野村教育長 ほかにいかがでしょうか。ございませんか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第35号、相模原市就学指導委員会委員の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第35号は可決されました。

相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

野村教育長 次に、日程2、議案第36号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

長谷川生涯学習部長 議案第36号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市スポーツ推進審議会委員1名から任期途中において辞職の申出があったため、これを承認するとともに、後任の委員を委嘱いたしたく、提案するものでございます。

2枚目の議案第36号参考資料をご覧ください。

相模原市スポーツ推進審議会は、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することなどを設置目的としております。委員の定数は15人以内。構成は記載のとおりでございます。任期は2年でございます。活動内容は市スポーツ振興計画の策定及び進行管理や市スポーツ団体事業費補助金の交付にかかる審議、答申などござい

す。

続きまして、1枚目の議案裏面がございます、委員名簿をご覧ください。

解囑となります小泉勉氏に変わり委嘱する委員につきまして、ご説明をいたします。飯塚亮人氏でございますが、相模原市立小中学校長会からご推薦をいただいております、現在、谷口小学校長でございます。任期は平成30年5月12日から平成32年5月11日までの2年間でございます。

以上で、議案第36号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見等があればお願いいたします。

スポーツ推進審議会については、つい最近の教育委員会の中でも平成30年4月からの任期のことで議案になりました。内容についてはもう、既にご承知だと思うのですが、一人の辞職に伴って、新たに飯塚氏を任命するというところでございます。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第36号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第36号は可決されました。

教育財産の公用廃止について

野村教育長 次に、日程3、議案第37号、教育財産の公用廃止についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

長谷川生涯学習部長 議案第37号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成28年度に旧磯野台小学校を活用し、相武台まちづくりセンター、公民館を移転整備したことにより、旧相武台公民館等を解体処分し、土地を売却することに伴い、建物の公用廃止を行うものでございます。

1枚おめくりいただき、議案第37号、関係資料の1ページ案内図をご覧くださいと存じます。

右下の方でございますが、旧相武台まちづくりセンター、公民館の所在地は、南区新磯野3丁目29番13号でございます。移転整備後の現在の相武台まちづくりセンター、公民館との位置関係はご覧のとおりでございます。

2ページ目の旧相武台公民館の公用廃止について、ご覧いただきたいと存じます。

1の公用廃止する財産の概要についてでございますが、表内の下から3行目の取得年月日欄にございますとおり、昭和59年3月に取得し、同年4月に当時の相武台出張所と併設した公民館として開館いたしました。

鉄筋コンクリート造、3階建ての建物でございますが、築30年以上が経過しましたことから、老朽化が顕著となっております。現在の建物評価額といたしましては、まちづくりセンター分を除き、旧公民館部分と自転車駐車を合わせまして、1億7,692万円でございます。

公用廃止に至る経過を補足説明させていただきますと、平成28年9月に現在の相武台まちづくりセンター、公民館を開所した後、約1年をかけて旧相武台公民館等の建物の利活用の可能性につきまして、市の施設としての利用及び民間への貸し付けを含め、庁内において検討を重ねてまいりました。しかしながら老朽化等により、利活用が困難であると判断がつかしましたことから、昨年7月に旧相武台公民館等の解体処分の方向性を決定し、9月の相武台地区まちづくり会議において、ご説明をさせていただき、ご理解をいただいたところでございます。

その後、本年1月には近隣住民の皆様に対しまして、建物の除却工事の説明を行い、現在に至っているものでございます。

公用廃止は、除却工事の事務日程に合わせ、5月18日を予定しております。そこで、2の処分にかかる費用についてでございますが、歳出は、まちづくりセンターを含めました施設全体といたしまして、除却工事や各委託費等で1億1,000万円程度を見込んでおり、歳入は土地売却益として、2億9,900万円程度を見込んでおります。

最後に、3の今後の予定についてでございます。公用廃止を行った後、5月から12月にかけて、建物の除却工事を行い、その後、土地を売却する予定でございます。

以上で、議案第37号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。

直接議案に関係しないのですが、相武台公民館は、まちづくりセンターと一体化して、

新しい機能などもつけた新たな公民館として既にスタートしているのですが、利用者数ですとか、そういったものに大きな変化などはあるのでしょうか。直接的な数字ではなくても結構ですが、何か変化だとかそういったものがあれば、説明をお願いします。

天野生涯学習課担当課長 移転前後の変化についてでございますが、旧公民館の部屋につきましては、8部屋ございました。それが新しい公民館におきましては、工作室や多目的室など11の部屋に増えております。そのような状況や複合化もございまして、今、データが手元にはございませんが、利用者の数はかなり増えているということは伺っているところでございます。

野村教育長 何か質問、ご意見等ございますでしょうか。

永井(廣)委員 関係資料の2ページ目の今後の予定について、5月の公用廃止で12月までに除却工事で、3月が土地売却となっているのですが、これはこのぐらいの期間がないと無理なのでしょうか。このぐらいの期間は、どうしてもかかってしまうものなのでしょうか。

野村教育長 スケジュールの問題ですね。

遠山生涯学習課長 今後のスケジュールについてのお尋ねでございますけれども、この旧相武台公民館及びまちづくりセンターにつきましては、住宅地と隣接していることもございまして、例えば、騒音、あるいは振動などについて、近隣の住民からも心配の声が寄せられている現状がございます。

そういったことから、低騒音、低振動の機械を使ったり、あるいは防音パネル等を設置いたしまして、可能な限り騒音や振動などが抑えられるような工法などを使ったり、あるいは時間帯なども考慮しながら、工事を進めてまいります。そういったことから建物の除却工事につきましては、慎重な作業期間をもって対応しております。売却につきましても、いろいろな手順を踏みますと、大体3月ぐらいになるかと考えているところでございます。

以上でございます。

野村教育長 ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、ほかに質疑、ご意見がございませんので、採決を行います。

議案第37号、教育財産の公用廃止についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第37号は可決されました。

平成31年度相模原市立小・中学校使用教科用図書の採択基本方針について

野村教育長 次に日程4、議案第38号、平成31年度相模原市立小・中学校使用教科用図書の採択基本方針についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

奥村学校教育部長 議案第38号、平成31年度相模原市立小・中学校使用教科用図書の採択基本方針について、ご説明申し上げます。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第13条に基づき採択を行うため、相模原市教育委員会は、平成31年度に相模原市立小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針を、神奈川県教育委員会が定める、平成31年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針を受け、提案するものでございます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

それでは、詳細について、学校教育課担当課長より説明させていただきます。

宮原学校教育課担当課長 それでは、採択基本方針をご覧ください。

1、教科用図書の採択についてでございます。

平成30年度は、小学校において、特別な教科道徳を除く平成31年度に使用する教科用図書、中学校において平成31年度に使用する、特別の教科道徳の教科用図書、相模原市立小学校及び中学校で平成31年度に使用する特別支援教育関係教科用図書を採択いたします。

次に2、採択の基本原則については、(1)から(6)まで6項目でございます。(1)として、相模原市教育委員会が設置する、相模原市教科用図書採択検討委員会の調査研究の結果を参考に、公正・適正を期し採択するをいたしました。

この相模原市教科用図書採択検討委員会は、本市教育委員会が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を教育委員会へ報告するために設置するものです。学識経験者、保護者の代表、市立学校の校長の代表、教員の代表、教育研究会の代表、教育委員会事務局の職員によって構成され、本年度は10名に委員の委嘱をする予定でございます。

(2)として、文部科学省の教科書編修趣意書、神奈川県教育委員会が行う教科用図書の調査研究の結果を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択するをいたしました。この文部科学省の教科書編修趣意書につきましては、教科用図書の研究、調査の参考

資料とするため、発行者が教科書編集の基本方針や特色、構成などについて記載をしたものを文部科学省が取りまとめ、提供しているものでございます。

続きまして（３）として、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択するをいたしました。

次に、（４）として、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、基本方針、採択に至る経緯、採択理由など教科用図書採択にかかる情報について積極的な公開に努めるといたしました。

（５）として、教科用図書の採択が公正かつ適正に行われるために、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保するをいたしました。

（６）相模原市立小学校において平成３１年度に使用する教科用図書に係る、相模原市教科用図書採択検討委員会の調査研究に当たっては、平成２６年度の調査研究の内容を活用するをいたしました。

文部科学省の通知において、平成２６年度採択における調査研究の内容を活用することも考えられるとあることから、前回は行った調査・研究を活用することにいたします。

本採択基本方針には載せておりませんが、小学校の特別な教科道徳と中学校の特別な教科道徳を除く教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償配置に関する法律第１４条の政令で定める期間、すなわち４年間、継続して採択することに則り、平成３０年度と同じ教科用図書を採択することになります。

続いて３、教科用図書調査研究の観点についてでございますが、平成３１年度使用中学校の特別な教科道徳教科用図書調査研究の観点を別紙１のとおり定めるといたしました。

別紙１をご覧ください。

平成３１年度使用中学校特別な教科道徳教科用図書調査研究の観点をご覧いただきたいと存じます。

教科、種目に共通な観点といたしまして、（ア）から（オ）までを神奈川県教科用図書選定審議会の調査研究の観点と同じにしました。さらに、（イ）の各教育プランとの関連において、本市の教育ビジョンである相模原市教育振興計画などの各教育プランとの関連を掲げました。下の段の特別な教科道徳につきましては、相模原市の特別な教科道徳として、特に重点として取り組むものを観点として設定しました。（カ）には、道徳科の目標と内容との関連として、道徳的な課題を生徒が自分自身の問題として捉え、物事を多面的・多角的に考える工夫がなされ、価値と向き合いながら考え、議論する道徳の授業につ

ながら教材構成になっているか、としました。これまで以上に子どもたちが、多面的、多角的に捉え、考え、議論する道徳の授業を目指していくものです。

(キ)には、現代的課題への配慮として、現代的な課題としていじめや命の大切さについて扱い、あらゆる差別や偏見をなくすよう努力し、望ましい社会の実現に積極的に務めるような内容が適切に扱われているかとしました。

本市において、過去に痛ましい事件が起こってしまった事実を受け止め、同じことが繰り返されないよう、特別な教科道徳においても、重点として取り組むものであります。

(ク)には、本市の大事にしていく視点であるキャリア教育の目標との関連として、社会の中で自分らしく生きるために必要な資質・能力を捉え、よりよく生きる喜びを見つめ、将来に夢や希望を持ちながら自己実現を図ろうとする内容が適切に扱われているかを設定し、調査を行うことにしました。

以上、平成31年度相模原市立小・中学校使用教科用図書の採択基本方針についての説明を終わらせていただきます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。

昨年度は、小学校の道徳の教科書採択ということで、どのような観点で選んでいくか議論をいただき、最終的に皆さんに教科書を選んでいただきました。今年は中学校の道徳の教科書採択ということになります。

平岩委員 少し補足説明をいただきたいのですが、(ク)のところですか。キャリア教育の目標との関連とありますが、キャリア教育について、もう少し具体的にご説明いただきたいと思います。

宮原学校教育課担当課長 キャリア教育とは、子どもたちが日ごろの教育活動の中で学ぶ意欲を高め、自分自身が自ら生きる力を発見していく。子どもたちが自分らしさとか、自分に必要な力は何とか、または、自分がこれから先の人生を見通していくなどといったものを大事にした教育でございます。

野村教育長 キャリア教育の基本的な考え方について、いかがでしょうか。

平岩委員 難しいですね。

大山委員 キャリア教育というのは、文部科学省が目指すような教育の現代的な指針の1つだと思います。それを道徳の中で活用させようという観点だと思うのですが、その(ク)に掲げてある目標との関連と、その右側に書いてある文言の間に、もう1つ、両方をつなぐような簡単な接続の言葉があれば、理解がしやすいのではないのでしょうか。

野村教育長 観点に掲げてあるキャリア教育という言葉と右側に掲げてある内容、この辺のつながり方が少しわかりにくいというご指摘ですね。

この点については、少し工夫の余地があるのかと思いますが、表現等をもう少し考えてみましょうか。どうですか。

奥村学校教育部長 ご意見ありがとうございます。今のご意見を反映させるような形で少し、文言については工夫させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

野村教育長 この部分の表現については、再度わかりやすい表現、考え方が伝えられるような表記を考えて、改めて皆さんにご説明いたします。全体を見ていただいて、ほかにかがでしょうか。

先ほど申し上げたように、昨年度、小学校の道徳の教科書採択を行っているわけですが、今回の道徳の教科書採択に当たって、昨年度の採択の流れと変わっている部分があれば、例えば調査結果の反映であるとか、改めてここでご説明をお願いします。

奥村学校教育部長 参考資料として添付してあります、議案第38号参考資料2に示した図のとおり教科用図書採択を進めていきたいと考えておりますが、教育委員会定例会において採択する教科書においては、相模原市教育委員会の下にございます、相模原市教科用図書採択検討委員会での検討を十分に行って、ただいまお示した観点に基づいて、それぞれの教科書のよいところ、すぐれた点を教育委員の皆様にも明確にお伝えできるように、昨年度以上に、この検討委員会を充実させてまいりたいと考えております。

それ以外に、特にこの図においては昨年度と変わったところはございませんが、市立中学校からの意向調査であるとか、あるいは教科用図書の調査研究にあたる調査委員の研究においても、それぞれの教科用図書のすぐれた点、よい点が明確に伝わるように、整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岩田委員 特に中学校ということであれば、先ほどの議論でも出ていますが、多分、キャリアという言葉自体が一般に、私たちがキャリアを積むというようなところのイメージと、文部科学省が言っているところのキャリア教育、その中の文部科学省が挙げている能力など、様々な考え方というか、意見があるのだらうと思います。

その中で、相模原市としては、こちらの右側の方にあるような観点で見ていくということです。中学校なだけに、進路の部分にキャリアをイメージするようなどころもあります。

ので、先ほど説明をしていただいたように、生き方とか、人生の見通しとか、自尊心を高めるとか、そういう部分も含まれていることがわかるような形で、先ほど大山委員の言っていたいただいたようなつなぎの部分より、丁寧にしていただけるとよいと思いました。

野村教育長 今のご意見については反映をさせる形で、改めてご説明いたします。

永井教育長職務代理者 質問ではありませんが、別紙1の(カ)のところですか。自分が大事にしたいなと考えていることが掲げられていますので、とてもいいと思っていますが、さらに確認をいたします。

生徒が自分自身の問題として捉えて、物事を多面的、多角的に考える工夫。それから、価値と向き合いながら考え、議論する授業、そういう道徳になってほしい。子ども、特に中学生は発達段階に差があり、1つのクラスにおいても、とっても幼い子もいれば、それこそ高校生、あるいは大学生ぐらいの考え方を持っている子も混在しています。そのときに、特定の価値を押しつけるのではなく、友達がすごいことを言っていたり、自分と同じような意見を友達が言ってくれていたり、そんなことを体感、体験することがいい道徳につながるのではないかと考えています。

ですから、この価値と向き合いながら考え、議論する道徳の授業につながる教材構成になっているか、ここはとっても大事だと思いますので、話し合いが活発になるような教材であってほしいと考えています。

以上です。

岩田委員 永井教育長職務代理者の意見を聞いて、(カ)の部分にある授業が充実してくると、他者を認めていくとか、その多様性を認めていくことになり、(キ)にある差別がない、偏見もなくなっていくというような部分へつながっていくのかなと思って、改めて読ませていただきました。

いじめとか命の大切さみたいに柔らかい言葉で書かれていますし、先ほどのキャリアのところにしても、自立とかそういう言葉ではなくて、自分らしく社会の中で生きるといった、わかりやすい言葉で書かれているので、説明の仕方としてはいいなと思いました。

永井(廣)委員 昨年、小学校の道徳の教科書採択のときには、観点に沿っているかということを考えながら、出ている全ての教科書を一生懸命読ませていただきました。今年もそれぞれ、全員が検討するのですが、恐らく、それぞれ積み上げてきた人生とか、考え方がありますので、考えが完全に一致するというものではないと思うのです。

なので、ほかの委員の皆さんのご意見も伺い、議論を重ねたいと思います。その道の専

門の方ならではのご意見もお聞きできるかと思うので、観点を見ながら議論を深めていくようなやり方で採択ができればいいと考えます。

野村教育長 今のご提案については、私もそのとおりだと思います。大事なものは、やはり採択検討委員会の結果を丁寧に説明していただくことだと思います。進め方については、事務局ともよく相談をさせていただいて、より丁寧な形で採択に至るような流れをつくりたいと思います。

平岩委員 今の職場で、中学生の職場体験を大変多く受け入れていまして、中学生と向き合うことが多々あるのですが、その中で感じていることが、例えば(カ)の項目で、考え、議論する道徳とありますが、考えたり議論するというのは割とできるのですが、何かひとつ物足りないなと思うのが、感じ取る力という部分です。

理屈ではなく、感じてどう動こうかというところが足りないような気がいたします。道徳というのは、1つの答えを出す教科ではありませんので、様々な立場から、多面的、多角的に感じ取れる内容というのも観点に含まれていると考えます。

宮原学校教育課担当課長 今のご意見のとおりでございます。まず自分がどう思って、では自分と比べて人はどうなのかというところを聞きながら考えることができる、そういった議論を大切にしていきたいと思っております。

野村教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 今、いろいろご意見をいただきましたが、特に採択に至るプロセスという部分で、昨年度以上に丁寧な形で採択に至るよう、十分に詰めたいと思います。

それではこの件について、質疑、ご意見が終わりましたので、これより採決を行います。

議案第38号、平成31年度相模原市立小・中学校使用教科用図書の採択基本方針についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第38号は可決されました。

専決処分の報告について

野村教育長 ここから報告案件に入ります。

報告案件1、専決処分の報告についてをお願いします。

岩崎学校教育課課長代理 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行い、平成30年相模原市議会定例会第2回臨時会議において、報告を行うにあたり、あらかじめ教育委員会に報告するものでございます。

市立中学校の課外活動中に生じた物損事故につきまして、お手元の資料、専決処分書をご覧いただきたいと思います。

物損事故の概要等についてでございます。平成29年5月26日午前8時頃、中央区内の市立中学校野外運動場におきまして、課外活動で軟式野球をしていた際、生徒が打ったボールが防球ネットを越え、隣接する被害者宅の雨どいに当たり、破損させたものでございます。

本市の責任割合は100%、損害賠償額につきましては、5万9,400円でございます。

本専決処分の説明は以上で終わらせていただきます。

渡部教職員人事課担当課長 引き続きまして、ご説明申し上げます。

市立小中学校の環境整備作業中に生じた、物損事故にかかる損害賠償額の決定につきまして、今回、2件報告がございました。

1件目の物損事故の概要についてでございます。

平成30年1月15日午前9時40分頃、相模原市中央区内の市立小学校敷地内において、学校技能員が樹木の選定作業をしていた際、落下した枝が作業場所付近に駐車していた被害者の軽乗用車に当たり、ルーフ、両側面部、後部等を破損させたものでございます。本市の責任の割合は100%、損害賠償額につきましては、53万4,276円でございます。

2件目についてでございますが、平成30年1月29日午後2時頃、相模原市中央区内の市立中学校敷地内において、臨時学校技能員が屋内運動場器具庫の屋根に載ったサッカーボールを取るため、脚立を運搬していた際、脚立が駐車していた被害者の甲の軽乗用車及び乙の普通乗用車に接触し、甲の軽乗用車の左側面部及び乙の普通乗用車の右側面部を破損させたものでございます。

本市の責任割合は100%、甲の損害賠償額につきましては、6万7,312円。乙の損害賠償額につきましては、31万9,318円。合計で38万6,630円でございます。再発防止の対応についてでございますが、平成29年度は学校技能員の職務中の事故が多く発生したことから、平成30年2月5日付けで学校技能員の作業時における事故防

止の徹底についてを全学校長に発出いたしました。また、2月の学校技能員グループ長会議において、教職員人事課長より再発防止について、直接注意喚起をいたしました。

今後は、このような事故を起こさぬよう再発防止に努め、安全により一層配慮してまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

野村教育長 説明が終わりました。

3件についての専決処分の報告ですが、ご意見、質問等がありましたらお願いいたします。

永井（廣）委員 1つ目の野球ボールが防球ネットを越えるという話ですが、私が教育委員になってから、ボールがネットを越えて車に当たったとか、こういった内容のものを見たのは、3度目のような気がします。ボールが頭に当たっていたら大けがですし、打ち所が悪ければ命も奪いかねないような事態だと思いますので、本当に徹底していただきたいと思います。

岩崎学校教育課課長代理 今、委員がおっしゃいましたように、過去にも部活動の野球のときに、ネットを越えたということがございました。その都度、学校の方にも徹底についてということで、通知書を出しておりますが、今年度におきましても中学校体育連盟の野球専門部を通じまして、各学校に注意喚起も行っていきながら、このような事故が発生しないように努めてまいります。

野村教育長 学校技能員の事故も多いですが、これも事故防止の研修等を行っていますよね。

渡部教職員人事課担当課長 事故を受けまして、事故の概要を全技能員に伝えるとともに通知書を出しました。また、学校技能員のグループ長が集まる場に行って、教職員人事課長が、具体的に事案を説明しながら再発防止について注意喚起をしております。また、各グループ内での研修というものも随時、行っているところでございます。

以上でございます。

大山委員 非常勤に絡むこういう事故というのは、毎年かなり聞いていますよね。非正規職員というのは、毎年変わるという事情なのでしょうか。変わったら変わったで毎年、更新をして注意点をやっていかないと、結構、事故の頻度が高いように聞こえるので、そのたびに臨時だ、非常勤だという言葉が耳に入りまして、何かしらの対策はないのかということも思っています。

野村教育長 現状はご指摘のとおりだと考えておりますが、今の点について何か補足できることはありますか。

渡部教職員人事課担当課長 ご指摘のとおりだと思います。臨時学校技能員は全学校に配置されております。この臨時学校技能員も年度年度変わるものではなく、できるだけ同じ環境で、環境を知った上で勤務してほしいと思っておりますので、同じ学校に一定年数、配置しております。ただ、健康の理由ですとか、そういったところで変わるところはございます。なるべく、同じ環境で継続する中で、作業に慣れていくということは、1つ大切にしているところでございます。

また、研修についても市全体の中で幾つかのグループを作っておりますが、そのグループ長が毎週のように臨時学校技能員とは顔を会わせておりますので、そういった関係性の中で、丁寧に指導を行っているところですが、ただ、事故が発生しているのも事実ですので、そこはより一層、研修、また事故防止には務めてまいりたいと考えております。

平岩委員 1つ目のボールが防球ネットを越えてという件に関してなのですが、注意ももちろん当然必要ですけど、そもそも、防球ネットの高さが中学生の打つ力等に耐え得る高さで設置されていますでしょうか。

岩崎学校教育課課長代理 今回の学校に関しましては、防球ネットが8メートル、または11メートルの高さの学校でございました。

渡邊教育環境部長 防球ネットなどそういった設備につきまして、中学校については10メートルを基準として整えているところでございます。向きを変えるという工夫、それからバットの方についても、練習においては、あまり飛ばないような材質のものを使っただけという工夫などもあるということをお伝えして、学校内でこういった高さが適切か、検討いただいている状況でございます。その上でそういった工夫だけでは、事故の発生率がかかなり高く、ネットを高くすることが好ましいということになれば、近隣の状況や学校のグラウンドのレイアウト等を考慮して、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岩田委員 事故が起きました、では、ハード面を整えるのが先でしょうと、ちょっと一般的には考えがちなのですが、逆にネットを高くすることで地域の住民から反対が出るとか、何か費用以外のところの難しさもあるのであれば、その辺を教えていただけるといいかと思っております。

杉野教育総務室長 先ほど、学校教育課課長代理の方から高さが8メートル、11メートルという話をさせていただきましたが、学校の方のグラウンドを見ていただきますと、いわゆるコンクリートの支柱にグリーンの防球ネットがかかっているという形で、特にフェールが当たるようなところは、かさ上げをして11メートルという形を取っているところ
です。

それ以上の構造物になりますと、ネットは、張りっぱなしの状態になりますので、強度、あとは風圧等々の問題が出てくると思われます。また、学校によっては周りに住む方々の
圧迫感等もございませう。そういった中で最善の策がどういったことかというのは、先ほど、
部長が申し上げたように今、検討、研究をしているということでございませう。物理的には
やはり、今のコンクリート支柱では限界値がございませうので、ハード面を整備するには、
そういった様々な影響も見ながら判断をさせていただくことになると思われます。

以上でございませう。

野村教育長 ほかにございませうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 いずれにしても、年度が始まったばかりで、今年度、特に学校技能員がかか
わる仕事の中で、同様な案件が出ないように十分、注意をしていただきたいと思われます。

それでは、報告案件は終わらせていただきます。

次に、前回の定例会の後、この1か月間の私の活動のことについて、主なものを報告さ
せていただきます。

4月19日には、新年度の小中学校の運営説明会が開かれまました。ここには、小中の校
長に出席いただいたのですが、年度当初でございませうので、私からはリーダーのあり方と
いうことで、ちょっと時間を取って話をさせていただきました。

常に自分自身を振り返っていただいて、リーダーとしてどうあるべきかというのを学び
続けていただきたい。その上で、共通の課題、これについて学校の職員、みんなが認識を
持てるような形で、リーダーシップを発揮して目標に向かって、取り組んでいただきたい
という、そういう趣旨の話をさせていただきました。

それから、局部長からは新年度の予算の話、各部での新たな取組、こうしたものをご説
明させていただきました。25日は、県下の市町村の教育長の会議がありまして、各市の
情報交換等を行ったところだす。

それから、4月下旬から5月の連休にかけてはイベントが多く、泳げ鯉のぼりの開会式

への参加ですとか、相模川の大凧まつりの前夜祭、それから、4日の実際に大凧を上げる会場への参加等をしてまいりました。非常に4日、5日は天気がよくて、大変多くの方に来ていただき、にぎわっておりました。

それから、5月1日には、公民館長の新たな委嘱式を行いました。新任の方が8名、再任の方が8名ということで、委嘱を行ったところであります。6月から実際に有料化等も始まる、こういった中でより利用者の方へのご理解を深めていただく努力と、また新たな事業、多くの方に来館いただくようなご努力をお願いしたところです。

それから、5月6日は、ギオンスタジアムで、本市のホームタウンチームであるノジマステラ神奈川相模原とSC相模原のダブルヘッダーのゲームがありまして、初めて照明を使ったホームゲームが行われたところであります。2チームとも勝利を得たということで、大変いい結果に終わりました。

そのほか、この時期、4月の半ばから今月にかけて、教職課程を持っておられる大学の先生方が来庁をされまして、各大学での教職課程への取組でありますとか、そうしたことのご説明をしていただいています。私の方からは、本市の採用試験の新たな取組、こうしたものもお話しして、また、大学において身につけていただきたい能力についてのお話ですとか、そういった情報交換もしております。

それから、ちょうど昨日と本日、関東地区の278の市、それから東京都の区の教育長が集まった総会と研究会がありました。今日、午前中も行っていたのですが、ちょっと1つ報告をさせていただくと、その分科会の中で、私は宇都宮市でやっている小中一貫のお話を聞いてまいりました。宇都宮市ですと25の中学校区で、平成24年から既に小中一貫を進めているということで、心の教育、それからキャリア教育、それから学力という主に3つのポイントに絞って、小中一貫、4・3・2制カリキュラムを組んでいます。小学校の1年から4年。それから、小学校5年、6年、中学1年、これで3年。それから、中学2年、3年の2年、4・3・2で、これは校舎の一体化ということではなくて、近隣の学校を中学校が主になって、中学校区として地域学校園という呼び方でカリキュラムを作って、様々な取組をやっているということで、実際にいろんなアンケートを取りますと、自己肯定感の向上ですとか、それから、学力、体力の向上、いろんな面で明確にその効果が出ているというお話を聞いてまいりました。市独自のいろいろな職員の配置というのも、かなり行っているというお話でした。既に英語も小学校の1年生から取り組んでいるというお話もありましたし、あと、学校図書館の司書の配置を充実させて、1カ月の読書

量というのが小学校も中学校も全国の3倍くらい本を読んでいると。小学校で1カ月で30冊。中学校で12冊と、これは全国平均の3倍ぐらいらしいです。こういった取組をし、非常に学力も高いです。いろんな意味で効果を上げているという、大変参考になるお話だった。本市でもここで、一貫教育について基本方針を策定いたします。また、このことについても皆さんにご説明し、また、ご意見を伺ってまいります。非常にこうした参考になるお話を聞いてまいりましたので報告をしました。

私からの報告は以上です。

それでは、今日の日程については以上ですので、ここで次回の会議予定日を確認させていただきます。次回は6月15日、金曜日、午後2時30分から、この教育委員会室で開催予定ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、次回の会議は6月15日、金曜日、午後2時30分から開催予定いたします。

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午後3時41分 閉会